

建材・住宅設備産業取引 ガイドライン改訂の件

一般社団法人 板硝子協会

深川 祐一

代理：畠山

- 日時 2025年12月25日（木）10:00～12:00

1. 板硝子協会としての取組

①本ガイドラインの個社の使用例についてヒアリングした。

- ・本ガイドラインに示している支払方法や注文方法について、来年の1月で対応できるように対策済みである。
- ・建材・住宅設備産業取引ガイドラインの存在を関係者は認知していた。
- ・一方、社内教育に本ガイドラインを使用している例は個社にはなかった。
- ・実務の営業や調達においてガイドラインの存在を認知していないところもある。
- ・ダイジェスト版があると使用しやすい。

1. 板硝子協会としての取組

②板硝子協会としての取り組み参考例の紹介

- 広く周知することを目的としガイドラインを板硝子協会Webで公開する。

参考：建材ガラス物流における納品適正化に向けたガイドラインの例

■ 2025.06.11 その他 建材ガラス物流における納品条件適正化に向けたガイドラインを掲載しました。

[一般社団法人 板硝子協会](#) [meti-guideline.pdf](#)

- 板硝子業界関係団体(約400名)が集まる板ガラスフォーラムにおいてガイドライン内容を発表する。

参考：2025年度の建材ガラス物流における納品適正化に向けたガイドライン発表例



本日はありがとうございました。

Appendix

一般社団法人 板硝子協会のリンク先

<https://www.itakyo.or.jp/>

協会からのお知らせ

最新情報 エコ・防災・安全 調査・報告 規格 イベント その他

■ 2025.06.20 その他 雑誌「家の光」7月号に防犯ガラスの記事が掲載されました。

■ 2025.06.20 その他 雑誌「ハルメク」7月号にエコガラスのタイアップ広告を掲載しました。

■ 2025.06.11 その他 建材ガラス物流における納品条件適正化に向けたガイドラインを掲載しました。

■ 2023.09.21 その他 防災対策意識に関する調査結果を掲載しました。

■ 2023.05.16 その他 惠賀リフォームに関する注意喚起についてを掲載しました。

■ 2022.12.20 その他 機能ガラス普及推進協議会第3回企画運営委員会にて経済産業省から特別講演が行われました。

■ 2022.12.20 その他 機能ガラス普及推進協議会第3回企画運営委員会にて環境省から特別講演が行われました。

■ 2022.12.20 その他 機能ガラス普及推進協議会第3回企画運営委員会にて国土交通省から特別講演が行われました。

■ 2022.11.15 その他 国の補助金一覧を掲載しました。

■ 2022.05.16 その他 (一社)日本経済団体連合会「大気中のCO2濃度の推移」を掲載しました。

■ 2022.05.10 その他 週刊 東洋経済 4/30-5/7合併特大号に板硝子協会「カーボンニュートラルに貢献するLow-E複層ガラス」の記事広告が掲載されました。

■ 2022.04.20 その他 (一社)日本経済団体連合会「GX実現に向けた経団連の考え方」を掲載しました。

■ 2022.01.05 その他 日本自動車工業会の「自動車業界の年始のメッセージ、CM動画」のリンク

meti-guideline.pdfのリンク先

<https://www.itakyo.or.jp/upload/meti-guideline.pdf?2025>

2025年6月

一般社団法人 板硝子協会

建材ガラス物流における納品条件適正化に向けたガイドライン

◇本ガイドラインの趣旨

建材ガラス物流は、多段階で複雑なサプライチェーン、および多様な物流環境に対応する必要があり、各物流領域において大きな負荷と費用が発生しています。また、物流2024年問題をはじめとするドライバー不足、労働時間規制の強化など、物流を取り巻く環境は大きく変化している背景から、従来の対応では課題の解決が困難となる場面が増加することが予想されます。

これらの課題に対応するため、本ガイドラインでは、効率的な物流の実現と適正な費用負担への理解を基盤に、発荷事業者・着荷事業者・物流事業者が連携し、各社が従来の商慣習を見直し、取引の適正化を目指すことを目的としています。また、建材ガラス業界が抱える物流課題に対し共通認識を深めるための共通指針として位置づけられており、各社が独自に判断する際の材料として活用されることを意図しています。

本ガイドラインはあくまで参考となるものであり、いかなる拘束力も有するものではなく、各社の自主性を妨げるものではありません。

◇建材ガラス物流における納品条件適正化に向けたガイドライン

1. 荷待ち・荷役作業にかかる時間の短縮・効率化

(1) 荷渡し条件の適正化・明確化

納品に関する「輸送業務=トラック輸送」と「輸送以外の作業=納品先での荷役作業」を明確に区分することを推奨します。車上渡しを基本としつつ、発荷事業者と着荷事業者、または、その物流事業者の間で協議を行い、車上渡しや荷役作業の範囲を明確にすることが推奨されます。

トラック輸送と荷役作業が混同されることで、ドライバーに過剰な負担がかかり、物流の効率が低下しています。国土交通省および経済産業省のガイドラインでも、輸送業務と荷役作業の明確な区分が推奨されており、物流の適正化と労働環境の改善が重要視されています。